

## 国立あゆみ保育園 給食費(副食費)の徴収に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立あゆみ保育園において実施する給食の副食に係る費用（以下「副食費」という。）の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副食費及び口座振替手数料の負担)

第2条 国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の規準に関する条例（平成26年国立市条例第22号）第13条第4項第3号の規定に基づき、国立あゆみ保育園の食事の提供に要する費用のうち、副食費の支払を教育・保育給付認定保護者から受けるものとする。口座振替手数料は教育・保育給付認定保護者が負担するものとする。

(副食費の額)

第3条 副食費は、児童1人につき月額3,500円とする。

2 口座振替手数料は55円とする。

(納入)

第4条 保護者は、当該月分の副食費を末日までに国立あゆみ保育園に納入しなければならない。

(副食費の減額又は免除)

第5条 副食費を免除することができる場合は、児童の保護者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例第7条の規定により利用者負担額全額を減額されたとき（国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年3月国立市規則第23号）別表第2号の表条件番号の欄1、2又は13の条件に該当する場合に限る。）。この場合において、副食費の免除期間は、利用者負担額の減額が適用される期間とする。

(2) 国立市外に住所を有する場合は、当該住所地の市区町村の決定により、利用者負担額が免除され、又は利用者負担額の全額が減額されたとき。ただし、利用者負担額の免除又は減額の期間を限定された場合は、副食費の免除期間は、当該免除又は減額の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、園長は、特に必要があると認めるときは、副食費を減額し、又は免除することができる。

(減額又は免除の手続)

第6条 前条の規定により副食費の免除を受けようとするときは、あらかじめ副食費免除申請書により園長に申請するものとする。ただし、前条第1項第1号から第2号までの条件に該当する場合は、その限りでない。

2 園長は、前項による免除申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、その結果を副食費免除（決定・却下）通知書により申請者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、副食費に関し必要な事項は園長が別に定める。

付 則

この規程は令和元年10月1日から施行する。